

思想の科学研究会の目的

一、われわれは、ちがった考えの人たちが思想をぶつけ合うことによって、はじめて思想を新しく、生きいきと発展させることができると思える。衝突がくりかえされて、それぞれの意見なりに衝突以前よりもすっかりしたものであるような、そういう集団のかたちを組みたい。

二、思想は専門的研究者だけが独占するものではない。われわれは思想本来の力をとりもどすために、専門家と生活者との交流をはかりたい。そして専門家の立場と生活者の立場がはなれないような思想のかたちを作ってゆきたい。

三、われわれは、事実の探求・記述の上で芸術的方法から深く学ぶようにしたい。事実はさらに論理的分析をとおしてくりかえし新しく把握され、言葉はつねに事実とつきあわされるという研究態度を持続したい。

四、一方では全く抽象的な研究をするともに、他方では全く具体的・実践的な研究をするという二つの方向の努力を結合して、新しいレベルでの思想の科学を作りたい。

われわれが以上の方針をつらぬくかぎり、われわれ内部に多くのはげしい矛盾と対立が生まれるであろう。われわれはその矛盾と対立に対して常に積極的でありたい。

思想の科学研究会

思想の科学研究会規約

(一九六二年 一部改正及び追加、一九八七年 一部改正、二〇一四年 一部改正)

一、会員

第一条 会の目的に賛成し会の活動に参加するものは会員である。

第二条 会員になるには、評議員会の同意を得ることを必要とする。

第三条 会の活動をさまたげるものに対して総会は除名を決定することが出来る。脱会は自由である。

第四条 会費は総会で決定する。

第五条 会費の納入をおこたったものは脱会したものと見なすことがある。

二、総会

第六条 総会は本会の最高の議決機関であり、総会において評議員及び監事を選出する。

定例総会は年一回開く。

第七条 会長、評議員会または会員三分の一以上の要求があった時は臨時総会を開かねばならない。

第八条 総会は会員の二分の一以上をもって定足数とし、総会における議決は投票数の過半数によって成立する。

第九条 総会に出席できない会員は、評議員会または他の会員に議決を委任しなければならない。

この手続きを怠ったものは脱会したものと見なすことがある。一人の会員は五通以上の委任状を受けとることは出来ない。ただし評議員会が委任状を受ける場合はこのかぎりではない。

第十条 総会における役員選出は、監事については単記制、評議員については五名連記制による直接選挙で行い、郵送することも出来る。ただし、五名の評議員は評議員会で選出補充する。

(註・ここにいう評議員会は、総会後第一回目の新旧合同評議員会を指す)

三、役員

第十一条 本会は下記の役員を置く。役員任期は一年とする。ただし再選はさまたげない。

(一)会長 一名 (二)理事 三名 (三)監事 一名 (四)評議員 二〇名

第十二条 会長は会を代表する。会長は評議員の互選による。

第十三条 理事は会長と共に会務を担当する。理事は評議員の互選による。

第十四条 監事は会計を監督する。

第十五条 評議員は評議員会において会務を議決する。評議員会は原則として月一回開く。

第十六条 評議員会は会の運営のため必要に応じ、事務局または委員会等を設けることが出来る。

第十七条 規約の改正は総会にておこなう。

付則

会費は一口、五千円とし、可能な方には二口以上をお願いします。

(二〇一四年の総会で決定。二〇一五年度の会費より適用)